

医療法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 27 日
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室

医療法施行令等の一部を改正する政令案について、令和 8 年 1 月 30 日（金）から同年 2 月 28 日（土）まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療 DX の推進および全国医療情報プラットフォーム構築の方向性には賛同するが、費用負担額の算定方法が不透明であり、国民負担の増大につながることを強く懸念する。過去の公共 IT システムにおいて、多重下請け構造やベンダーロックインによりコストが高止まりした事例が多く、同様の問題が再発させないため、厳格なガバナンス要件を不可分一体として盛り込むことを強く要望する。	社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においては、電子診療録等情報管理業務について、予算、事業計画及び資金計画を作成し厚生労働大臣による認可を受けなければならないことや、事業報告書、決算報告書、監事の意見書等を一般の閲覧に供しなければならないこと等が規定されています。なお、従来、保険者や被保険者を代表する者等が監事となり、支払基金の業務を監査し、

	○費用算定にあたり、支払基金等が保険者に請求する費用の内訳を、インフラ費・開発費・保守費・ライセンス費等の構成要素レベルで開示し、コスト構造の完全な可視化を義務付けるべきである。単に総額を按分する方式では、システム経費が膨張してもチェックできず、保険者が費用の妥当性を判断できないと懸念する。 ○支払基金が巨大 IT システムを適正なコストで調達・管理できるかについて疑問があり、費用算定プロセスには第三者による技術・コスト監査を必須とすべきである。外部の技術専門家や公認会計士による監査を制度化し、監査結果に問題がある場合には保険者が費用の支払いを拒否または減額できる仕組みを求める。 ○特定ベンダーへの依存（ベンダーロックイン）を防ぐため、オープンスタンドの採用やシステム移行の容易性を評価指標として組み込み、ロックインを招く仕様にはペナルティを設けるべきである。将来的に、リプレイスが困難となり、維持費が言い値で高騰する構造を避けるため、容易に他の事業者や技術へ切り替えられる構造であることを、費用算定の前提条件とすべきである。 ○本システムの費用は国民の保険料・税金で賄われるものであり、国民への説明責任を果たすため、徹底し	財務及び統計に関する報告を徴することとされております。 加えて、支払基金に関しては、国によるガバナンスを発揮する観点から、本年 10 月に改組し、厚生労働大臣が、改組後の新組織が作成する医療 DX に関する中期計画の認可や業務の評価（必要に応じて業務運営の改善等に関する命令）を行うこととしています。 さらに、新組織では外部有識者の意見も聴きながら執行する体制も検討しております。 こうした取組を通じて、運用に係る費用負担にも十分留意しながら、引き続き、医療 DX を推進していきたいと考えております。
--	--	---

	た情報公開とガバナンス強化を制度に組み込むべきである。「医療の質向上」を理由にコスト管理が軽視されるべきではなく、財政規律を確保しなければ医療DX 全体への不信感を招くこと懸念する。財政規律の鉄則を、新たな業務スキームに埋め込み、徹底した情報公開と第三者監視の仕組みをビルトインすることを強く求める。 過去の公共 IT システムの失敗を繰り返さないため、従来の慣行にとらわれない厳格な費用管理ルールを政令に明記し、国民負担の妥当性と制度の持続可能性を担保すべきであると考え、上記を要望する。	
--	---	--

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。